

越谷市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）募集要項

（趣旨）

1 热中症対策では、極端な高温の発生時に暑さを避ける場の利用促進が重要なため、気候変動適応法^{※1}が改正され、指定暑熱避難施設（以下、「クーリングシェルター」という。）^{※2}を市町村長が指定できるようになりました。

市では、熱中症による健康被害を防止し、市民の生命と健康を守るため、市内の公共施設と民間施設をクーリングシェルターとして指定します。

ついては、クーリングシェルターを運用し、市と共に熱中症対策に取り組んでいただける民間施設を募集します。

^{※1}気候変動適応法…地球温暖化などの気候変動に対する適応を推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律

^{※2}指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）…冷房設備を有し、熱中症特別警戒アラート発表時に不特定多数の者へ開放される施設

（実施内容）

2 クーリングシェルターは、市民の休息場所として主に次の内容を実施します。

- (1) 各施設の出入口等、見やすい場所へのクーリングシェルターマークの掲示
- (2) クーリングシェルター内の案内（問い合わせがあった場合）及び、避難者のうち、熱中症による体調不良者への対応（施設で定めている方法による）
- (3) 休息用の椅子、ソファ等の準備（既設のもので可）
- (4) 空調の適切な管理

（指定基準）

3 クーリングシェルターの指定基準としては、次の事項とします。

- (1) 適当な冷房設備を有する施設
- (2) 市を含む区域に熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）^{※3}が発表されたときは、当該施設を住民その他の者に開放することができること
- (3) あらかじめ施設で定める受け入れ可能人数に応じた住民その他の者の滞在のために供すべき部分について、必要かつ適切な空間を確保すること

^{※3}熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）…熱中症による重大な健康被害が生じるおそれがある場合に発表される熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）より一段上の情報

（施設運用期間）

4 クーリングシェルターの運用期間は、熱中症警戒情報運用期間^{※4}とします。

なお、運用することができる日及び時間帯は、各施設の実情に応じます。

※⁴熱中症警戒アラート運用期間…全国的に暑さ指数を予測し、熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、熱中症警戒アラートが発表される期間（4月第4水曜日～10月第4水曜日）

(応募方法)

5 別紙応募票に必要事項を記載の上で、持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法によって、越谷市健康づくり推進課に提出してください。

(提出後の流れ)

6 応募票提出後の流れは、次のとおりとなります。

- ・越谷市健康づくり推進課にて受領
- ・市と施設管理者で協定内容の協議、協定の締結及びクーリングシェルターとしての指定
- ・クーリングシェルター施設情報の公表（市ホームページ等）
- ・クーリングシェルターの運用開始

(物資の配布、情報の提供)

7 市は、クーリングシェルターに指定した施設に次の物資の配布、情報の提供を行います。

- (1) クーリングシェルター案内掲示物の配布（クーリングシェルターマーク等）
- (2) 热中症予防に関する啓発資料の配布
- (3) 热中症特別警戒アラートの発表時の情報提供

(その他)

8 公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、市が不適当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない場合があります。

応募・問合先

〒 343-0023 越谷市東越谷10-31（越谷市保健センター）

越谷市 保健医療部 健康づくり推進課

電話：048-960-1100

FAX：048-967-5118

メール：kenkozukuri@city.koshigaya.lg.jp